

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和八年十月三十日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和八年七月二十八日奈良県指令高土第三一―二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年十月十六日高土第一一八二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市すみれ野一丁目一〇番六、一〇番七及び一〇番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県大津市南志賀一丁目三番六号

株式会社BASE 代表取締役 平野太一